

精神に障害のある人たちのために

——— 精神障害者保健福祉手帳の交付 ———

平成7年から、精神障害がある方に「精神障害者保健福祉手帳」が交付されています。精神障害のため、日常生活や社会生活に制約がある方が対象です。障害の程度により1級、2級、3級の3等級があります。手帳の有効期限は2年で、更新の手続きは手帳の有効期限の日の3ヶ月前から可能です。

1. 精神障害者保健福祉手帳の申請方法

次の必要書類を添えて、地域福祉課へ申請してください。

①所定の申請書

②次のア、イ、ウのいずれかの添付書類

ア. 所定の医師の診断書（精神障害と診断された日から6ヶ月以上経過したもの）

イ. 障害年金の年金証書（年金裁定通知書と一体となっている証書についてはその部分を含む）
及び直近の年金振込通知書又は年金支払通知書

ウ. 特別障害者給付金受給資格者証（特別障害者給付金支払決定通知書）及び直近の国庫金振込通知書（国庫金送金通知書）

③写真1枚（上半身、正面、脱帽・サイズは縦4cm×横3cm） ④印鑑

※ 所定の申請書、診断書は地域福祉課にあります。申請しようとされる方は、まずご相談ください。

2. 障害程度の区分

精神障害者保健福祉手帳には、障害の重い順に1級、2級、3級までの区分があります。

3. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた後、次の事由が生じた場合は、必ず届け出てください。

（届出事由）

（届出に必要なもの）

- (1) 更新の場合 上記の①～④の必要書類等に加え、
精神障害者保健福祉手帳が必要です。

更新を受けるためには、地域福祉課へ更新申請をしてください。

（更新の手続きは手帳の有効期限の日の3ヶ月前から可能です。）

※ 更新時期を過ぎますと、諸制度を受けるうえで支障がでてきますのでご注意ください。

- (2) 本人の居住地・氏名変更等の場合 ①精神障害者保健福祉手帳 ②印鑑
- (3) 手帳を紛失・破損した場合 ①印鑑 ②写真
③精神障害者保健福祉手帳（破損のみ）
- (4) 手帳の交付を受けた方が死亡した場合 ①精神障害者保健福祉手帳 ②印鑑

〈問い合わせ〉

岩出市役所 地域福祉課

TEL 62-2141 内線 320

和歌山県精神保健福祉センター

TEL 073-435-5194